

佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の運営に関する基準を定める条例(※1)について



1 主旨

佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、根拠となる「国の基準」(※2)の一部が改正され、当該改正における基準が「参酌すべき基準」(※3)であるため、規定の改正について、佐世保市子ども・子育て会議での意見聴取を求めるものです。

※1 「特定教育・保育施設」とは、施設型給付(施設の運営等に係る費用の補助)を受けるために市町村から「確認」が行われた施設。

※2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

※3 今回改正を行う条例に関する国の基準については、「参酌すべき基準」と「従うべき基準」の両方が規定してあります。

「参酌すべき基準」については、条例の制定・改正に当たっては、国基準を含む法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した上で判断することとされています。

一方「従うべき基準」については、条例の制定・改正に当たっては、国基準を含む法令の「従うべき基準」の規定に従わなければならないとされています。

2 国基準の改正の概要(「参酌すべき基準」に係る規定)

(ア) 書面揭示規制の見直し【改正】

【国基準第23条】

施設の重要事項(運営規定の概要、職員の勤務体制等)を書面にて揭示されていたものについて、利便性の向上を図る観点から、インターネットによる閲覧等も可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるように規定の改正を行うものです。

(イ) 電磁的記録媒体の抽象的な規定への見直し【改正】

【国基準第62条第2項第2号】

書面等の交付又は提出に代えて、電磁的方法により提供することができる場合において、個別の記録媒体を指定する規定となっていたことから、規定媒体以外の新たな記録媒体やクラウドサービス等の利用の可否が不明確であり、新たな技術の導入・活用を進める上での妨げとなるため、抽象的な規定へ見直す改正を行うものです。

3 本市の基準(条例)改正の考え

今回の改正内容について異なる内容とする特殊事情・要因は見当たらないことから、国の基準と同様の扱いをすることとしたいと考えております

4 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

5 新旧対照表

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正

改正前	改正後
<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>	<p>(掲示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p>